

【参考】

○ 地方財政法（抄）

（地方債についての関与の特例）

第5条の4 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

一 （略）

二 前条第4項第1号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 （略）

2～6 （略）

7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方財政法施行令（抄）

（地方債の許可手続）

第21条 法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 （略）

4 総務大臣は、第1項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 （略）

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第23条 法第5条の4第1項第2号に規定する政令で定める数値は、100分の18とする。

○ 平成 30 年度地方債同意等基準（抄）

第一 総括的事項

二 地方債協議等のスケジュール等

- 1 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第 2 項若しくは地財令第 21 条第 2 項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「健全化令」という。）第 14 条第 1 項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあつては 9 月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあつては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

2～4 （略）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(1) 公共事業等

公共事業等については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（ただし、他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。なお、国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業については、公共事業等の対象ではなく、(一)の(2)以下の事業の対象とするものとする。）。

第三 許可団体に係る許可基準

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1 公債費負担適正化計画の策定

地財法第 5 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2 公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

- (1) 公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

- (2) 公債費負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3 （略）

○ 平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成 30 年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成 30 年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成 30 年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の 3 週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第 5 条の 3 の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第 5 条の 4 の規定に基づく許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する実質赤字額、実質公債費比率（前 3 年度の決算額により算出）、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。